

新旧対照表

新	旧
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
<p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>日光市は、栃木県の北西部に位置し、群馬県、福島県に接し、市の面積は1450km<sup>2</sup>で県土のおよそ4分の1を占め、全国でも3番目の広さである。本区域の約83%を森林が占め、豊かな自然環境の源となっている。平成18年3月20日、江戸時代には日光街道、例幣使街道、合津西街道が合流する宿場町として栄え、近年は県西部の中核都市として発展を続けてきた今市地域、奈良時代末期、勝道上人によって開かれ、江戸時代は二社一寺の門前町、近年は国立公園の指定により観光地として発展してきた日光地域、江戸時代は宿場町として栄え、温泉の発見により温泉町として栄えてきた藤原地域、江戸時代の銅山の発見以来、銅山のまちとして栄え、近年はエコミュージアム構想のもと観光にも力を入れてきた足尾地域、平家の落人伝説が残り、近年は観光にも力を入れてきた栗山地域が合併し、新日光市となった。日光市の現在の人口は、<u>94,446人</u>（平成19年12月1日現在）となっている。</p> <p>本区域には、国から特別史跡・特別天然記念物の二重指定を受け、ギネスブックにも世界一長い並木道として掲載された日光杉並木街道がある。</p> <p>また、近世日本の生んだ最大の民主主義者といわれる二宮尊徳翁の終焉の地であり、報徳仕法が実践された地域でもある。土地を耕すとともに人の心を耕す報徳仕法は、当時の農村を復興させただけでなく、今日もなお「報徳の教え」として人々に受け継がれている。</p> <p>教育・文化面においては、住民それぞれが個性を生かしながら、郷土（日光）のよさを共有し、さらに発展できるように、学校教育や生涯教育の充実を進めている。同時に人々との触れ合いが生まれる場の整備や環境づくりを推進し、生涯学習都市づくりを目指している。</p> <p>生涯学習では、学びやまちづくりのリーダーの育成を目標とした「生涯学習まちづくりコーディネーター」の養成や、その成果を発表する「生涯学習まちづくりメッセ」を開催している。平成13年度に設立した旧今市市総合教育研究所では住民が主体的に学び、住民の視点で様々な提案や提言を行っている。また、住民一人一人が心身ともに健やかな生活を送るために、各種文化活動やスポーツ、レクリエーション活動にも力をいれている。</p> <p>学校教育では、高度情報化や国際化に対応するために、小・中学校（小学校28校、中学校17校、全児童生徒数7680人（平成19年5月1日時点））へのコンピュータの早期導入や外国語指導助手（ALT計6名）の学校派遣を積極的に進めている。また、個に応じたきめ細かな指導の充実を目指し、平成19年度は加配教員のない学校への習熟度別指導対応指導助手（5人）をはじめ、発達障害等への個別支援対応指導助手（35人）や複式学級解消対応指導助手（3人）及び看護師（1人）などを派遣・配置している。さらには、発達障害のある児童生徒及び保護者への発達相談に専門的かつ長期的に応じられるよう特別支援教育相談員を市職員として採用するとともに、障害児教育担当の大学教授等を発達相談員として委嘱し、各学校の要望に応じて巡回指導や相談活動にあたっている。</p>	<p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>日光市は、栃木県の北西部に位置し、群馬県、福島県に接し、市の面積は1450km<sup>2</sup>で県土のおよそ4分の1を占め、全国でも3番目の広さである。本区域の約83%を森林が占め、豊かな自然環境の源となっている。平成18年3月20日、江戸時代には日光街道、例幣使街道、合津西街道が合流する宿場町として栄え、近年は県西部の中核都市として発展を続けてきた今市地域、奈良時代末期、勝道上人によって開かれ、江戸時代は二社一寺の門前町、近年は国立公園の指定により観光地として発展してきた日光地域、江戸時代は宿場町として栄え、温泉の発見により温泉町として栄えてきた藤原地域、江戸時代の銅山の発見以来、銅山のまちとして栄え、近年はエコミュージアム構想のもと観光にも力を入れてきた足尾地域、平家の落人伝説が残り、近年は観光にも力を入れてきた栗山地域が合併し、新日光市となった。日光市の現在の人口は<u>95,255人</u>（平成19年1月1日現在）となっている。</p> <p>本区域には、国から特別史跡・特別天然記念物の二重指定を受け、ギネスブックにも世界一長い並木道として掲載された日光杉並木街道がある。</p> <p>また、近世日本の生んだ最大の民主主義者といわれる二宮尊徳翁の終焉の地であり、報徳仕法が実践された地域でもある。土地を耕すとともに人の心を耕す報徳仕法は、当時の農村を復興させただけでなく、今日もなお「報徳の教え」として今市の人々に受け継がれている。</p> <p>教育・文化面においては、市民それぞれが個性を生かしながら、郷土（日光）のよさを共有し、さらに発展できるように、学校教育や生涯教育の充実を進めている。同時に人々との触れ合いが生まれる場の整備や環境づくりを推進し、生涯学習都市づくりを目指している。</p> <p>生涯学習では、学びやまちづくりのリーダーの育成を目標とした「生涯学習まちづくりコーディネーター」の養成や、その成果を発表する「生涯学習まちづくりメッセ」を開催している。平成13年度に設立した旧今市市総合教育研究所では住民が主体的に学び、住民の視点で様々な提案や提言を行っている。また、市民一人一人が心身ともに健やかな生活を送るために、各種文化活動やスポーツ、レクリエーション活動にも力をいれている。</p> <p>学校教育では、高度情報化や国際化に対応するために、小・中学校（小学校28校、中学校17校、全児童生徒数7954人（平成18年5月1日時点））へのコンピュータの早期導入や外国語指導助手（ALT計6名）の学校派遣を積極的に進めている。また、個に応じたきめ細かな指導の充実を目指し、平成18年度は加配教員のない学校への習熟度別指導対応指導助手（4人）をはじめ、発達障害等への個別支援対応指導助手（38人）や複式学級解消対応指導助手（3人）及び看護師（1人）などを派遣・配置している。さらには、発達障害のある児童生徒及び保護者への発達相談に専門的かつ長期的に応じられるよう特別支援教育相談員を市職員として採用するとともに、障害児教育担当の大学教授等を発達相談員として委嘱し、各学校の要望に応じて巡回指導や相談活動にあたっている。</p>

<p>教員の資質の向上に関しては、教育課程や道徳教育・人権教育・性教育・情報教育等について、市教育会などと共催で研修会を計画的に行っている。</p> <p>この他、全校に学校評議員を設置し、学校経営・運営に関する協力や助言を得るなど、地域に信頼される学校づくりに努めている。</p> <p>現在、本区域の学校教育における具体的課題としては、特に、中学入学後に不登校が急激に増加している問題や小学校での英語活動への取組に学校格差が大きく生じている現状などが挙げられ、対応が急務となっている。そこで、その一方策として小・中学校間の連携強化及び一貫した指導への取組に、今後、市教育委員会として全面的な指導・支援をしていく所存である。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 経済的社会的効果については、本計画を長期的に継続実施することにより、やがてその成果が現れるものであるが、次のような効果を期待できると考えられる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 経済的な効果 小学校における新設教科「英語科」や中学校での必修教科「外国語科」の時数増など英語教育の充実を目指し、ネイティブ・スピーカーとしてのALTを3名増員するとともに、英語担当非常勤講師を9～10名採用する予定である。これにより、雇用増大の効果と外国語教育産業の需要増加が見込まれる。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 構造改革特別区域において実施又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>(1)「日光市小中一貫教育推進委員会」の設置 本区域が計画している小中一貫教育の目的達成を目指し、本事業の企画・運営等に対する指導・助言を行う機関を設置している。</p>	<p>教員の資質の向上に関しては、教育課程や道徳教育・人権教育・性教育・情報教育等について、市教育会などと共催で研修会を計画的に行っている。</p> <p>この他、全校に学校評議員を設置し、学校経営・運営に関する協力や助言を得るなど、地域に信頼される学校づくりに努めている。</p> <p>現在、本区域の学校教育における具体的課題としては、特に、中学入学後に不登校が急激に増加している問題や小学校での英語活動への取組に学校格差が大きく生じている現状などが挙げられ、対応が急務となっている。そこで、その一方策として小・中学校間の連携強化及び一貫した指導への取組に、今後、市教育委員会として全面的な指導・支援をしていく所存である。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 経済的社会的効果については、本計画を長期的に継続実施することにより、やがてその成果が現れるものであるが、次のような効果を期待できると考えられる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 経済的な効果 小学校における新設教科「英語科」や中学校での必修教科「外国語科」の時数増など英語教育の充実を目指し、ネイティブ・スピーカーとしてのALTや2名増員するとともに、英語担当非常勤講師を5名採用する予定である。これにより、雇用増大の効果と外国語教育産業の需要増加が見込まれる。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 構造改革特別区域において実施又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>(1)「日光市小中一貫教育推進委員会」の設置 本区域が計画している小中一貫教育の目的達成を目指し、本事業の企画・運営等に対する指導・助言を行う機関を設置する。</p>
--	---

<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 英語教育推進事業の実施</p> <p>① (略)</p> <p>②AL Tの増員 国際化社会の進展に対応するため、英語学習への興味・関心を高め、国際感覚を磨き、英語のコミュニケーション能力等の育成を図るため、AL Tを計画的に今より<u>3</u>名増員する。</p> <p>③英語担当非常勤講師の採用 小・中学校の英語教育を英会話を中心にきめ細かに行うため、英語担当非常勤講師を<u>9～10</u>名採用する。</p> <p>④ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 英語教育推進事業の実施</p> <p>① (略)</p> <p>②AL Tの増員 国際化社会の進展に対応するため、英語学習への興味・関心を高め、国際感覚を磨き、英語のコミュニケーション能力等の育成を図るため、AL Tを計画的に今より<u>2</u>名増員する。</p> <p>③英語担当非常勤講師の採用 小・中学校の英語教育を英会話を中心にきめ細かに行うため、英語担当非常勤講師を<u>8</u>名採用する。</p> <p>④ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>
<p><b>別紙</b></p> <p>特定事業の名称</p> <p>1 802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 事業により実現される行為や整備される施設など</p> <p>① 「総合的な学習の時間」や「特別活動」及び「外国語」に関して、カリキュラムを再編し、小中一貫した教育を展開する。 特に英語教育については、小学校の教育課程を再編し、小学校第1学年から「英語科」を新設し、英会話や国際理解教育を系統的・発展的に指導するとともに、小学校第6学年から中学校の教科書を使用しての学習を行う。また、中学校の教育課程を再編し、必修教科「外国語科」を週4時間実施する。(第3期研究校13校については第1学年のみ)</p> <p>(加筆)</p>	<p><b>別紙</b></p> <p>1 特定事業の名称</p> <p>1 802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 事業により実現される行為や整備される施設など</p> <p>① 「総合的な学習の時間」や「特別活動」及び「外国語」に関して、カリキュラムを再編し、小中一貫した教育を展開する。 特に英語教育については、小学校の教育課程を再編し、小学校第1学年から「英語科」を新設し、英会話や国際理解教育を系統的・発展的に指導するとともに、小学校第6学年から中学校の教科書を使用しての学習を行う。また、中学校の教育課程を再編し、必修教科「外国語科」を週4時間実施する。</p>

② (略)

③ (略)

④ (略)

⑤ 施設は、当面、既存のもので対応する。

5 当該規則の特例措置の内容

(1) (略)

(2) 教育課程の基準によらない部分

- ① 小学校に教科としての「英語科」を設置する。  
第1・2学年 … 標準時数の上乗せの時数として週当たり30分授業を1回行う。(年間で計20回実施)  
第3～6学年 … 「総合的な学習の時間」から35時間分を「英語科」に充て、週当たり45分授業を1回、年間で計35回実施する。
- ② 小学校の「総合的な学習の時間」の時間数を35時間削減する。  
(第3～6学年)
- ③ 中学校第1～3学年まで、総合的な学習の時間の授業時数から35時間分を「外国語科」の増加時数にあてる。(第3期研究校13校については第1学年のみ)  
(加筆)

(3) 計画初年度の教育課程の内容等

【小学校の英語教育について】 (略)

【中学校の英語教育について】

中学校第1～3学年まで、英語運用能力を高めるため、教科「外国語科」の授業時数を現行より週1時間増やし実施する。なお、その増加授業時数分は総合的な学習の時間から充てる。  
(第3期研究校の13校については、中学1年生のみ)  
(加筆)

小学校からの連続した教育により、義務教育修了段階において、生徒全員が具体的な場面で初歩的な英語を使ってコミュニケーションができるだけの実践的コミュニケーション能力の育成に取り組む。

なお、転入生に対しては個別指導等により対応する。

(4) (略)

(5) 要件適合性を認めた根拠

本事業での国際化・情報化社会を見据えた取組や、自然や人々との豊かな関わり・体験を通して「生きる力」を育成することは、教育の目的である人格の完成等を示した教育基本法第1条に適合すると考える。

② (略)

③ (略)

④ (略)

⑤ 施設は、当面、既存のままで対応する。

5 当該規則の特例措置の内容

(1) (略)

(2) 教育課程の基準によらない部分

- ① 小学校に教科としての「英語科」を設置する。  
第1・2学年 … 標準時数の上乗せの時数として週当たり30分授業を1回行う。(年間で計20回実施)  
第3～6学年 … 「総合的な学習の時間」から35時間分を「英語科」に充て、週当たり45分授業を1回、年間で計35回実施する。
- ② 小学校の「総合的な学習の時間」の時間数を35時間削減する。  
(第3～6学年)
- ③ 中学校第1～3学年まで、総合的な学習の時間の授業時数から35時間分を「外国語科」の増加時数にあてる。

(3) 計画初年度の教育課程の内容等

【小学校の英語教育について】 (略)

【中学校の英語教育について】

中学校第1～3学年まで、英語運用能力を高めるため、教科「外国語科」の授業時数を現行より週1時間増やし実施する。なお、その増加授業時数分は総合的な学習の時間から生み出す。

小学校からの連続した教育により、義務教育修了段階において、生徒全員が具体的な場面で初歩的な英語を使ってコミュニケーションができるだけの実践的コミュニケーション能力の育成に取り組む。

なお、転入生に対しては個別指導等により対応を図る。

(4) (略)

(5) 要件適合性を認めた根拠

本事業での国際化・情報化社会を見据えた取組や、自然や人々との豊かな関わり・体験を通して「生きる力」を育成することは、教育の目的である人格の完成等を示した教育基本法第1条に適合すると考える。

さらに児童生徒の心身の発達段階に応じた教育内容であり、個に応じたきめ細かな指導と継続的な指導により、基礎・基本の定着と個性の伸長を目指している。このことは、学校教育法第29条、同第38条、同第45条、同第46条等を十分に踏まえていると考える。

また前述したように、小学校第3学年から中学校第3学年までは、「総合的な学習の時間」を週1時間削除し、小学校での新設教科「英語科」や中学校「外国語科」の実施時数に充てる予定であるが、それによって生み出される小・中学校の英語教育においては、外国文化の理解とともに英語によるコミュニケーション能力を高めることにより、国際化や情報化など社会の変化に対応できる能力や資質（生きる力）を育成することをねらいとする。これは「総合的な学習の時間」のねらいと合致するものである。

なお、本事業を実践した場合においても、日本国憲法26条や教育基本法第4条で保障した最低限度の教育を受けることは確保されており、法的にも適合している。

さらに児童生徒の心身の発達段階に応じた教育内容であり、個に応じたきめ細かな指導と継続的な指導により、基礎・基本の定着と個性の伸長を目指している。このことは、学校教育法第17条、同第18条、同第35条、同第36条等を十分に踏まえていると考える。

また前述したように、小学校第3学年から中学校第3学年までは、「総合的な学習の時間」を週1時間削除し、小学校での新設教科「英語科」や中学校「外国語科」の実施時数に充てる予定であるが、それによって生み出される小・中学校の英語教育においては、外国文化の理解とともに英語によるコミュニケーション能力を高めることにより、国際化や情報化など社会の変化に対応できる能力や資質（生きる力）を育成することをねらいとする。これは「総合的な学習の時間」のねらいと合致するものである。

なお、本事業を実践した場合においても、日本国憲法26条や教育基本法第3条で保障した最低限度の教育を受けることは確保されており、法的にも適合している。

(6) 日光市小中一貫教育校の教育課程（平成17年度から小中一貫教育研究指定校にて実施）

【小学校】 (略)

【中学校1】

下段：標準授業時数との増減

	国語	社会	数	理	音	美	保健体育	技術・家庭	外国語	道徳	特別活動	選択教科等	総合的な学習	総授業時数
第1学年	140	105	105	105	45	45	90	70	140	35	35	0-30	35-65	980
									+35				-35	
第2学年	105	105	105	105	35	35	90	70	140	35	35	50-85	35-70	980
									+35				-35	
第3学年	105	85	105	80	35	35	90	35	140	35	35	105-165	35-95	980
									+35				-35	

(6) 日光市小中一貫教育校の教育課程（平成17年度から小中一貫教育研究指定校にて実施）

【小学校】 (略)

【中学校】

下段：標準授業時数との増減

	国語	社会	数	理	音	美	保健体育	技術・家庭	外国語	道徳	特別活動	選択教科等	総合的な学習	総授業時数
第1学年	140	105	105	105	45	45	90	70	140	35	35	0-30	35-65	980
									+35				-35	
第2学年	105	105	105	105	35	35	90	70	140	35	35	50-85	35-70	980
									+35				-35	
第3学年	105	85	105	80	35	35	90	35	140	35	35	105-165	35-95	980
									+35				-35	

(以下加筆)

中学校2】第3期研究校13校（今市中、東原中、豊岡中、大沢中、日光中、中宮祠中、東中藤原中、川治中、三依中、栗山中、川俣中、足尾中） 下段：標準授業時数との増減

	国語	社会	数	理	音	美	保健体育	技術・家庭	外国語	道徳	特別活動	選択教科等	総合的な学習	総授業時数
第1学年	140	105	105	105	45	45	90	70	140	35	35	0-30	35-65	980
									+35				-35	
第2学年	105	105	105	105	35	35	90	70	140	35	35	50-8	35-70	980
第3学年	105	85	105	80	35	35	90	35	140	35	35	105-	35-95	980

<b>別紙</b>				
1 特定事業の名称				
819 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業				
2 (略)				
3 (略)				
4 特定事業の内容				
(1) (略)				
(2) (略)				
(3) 実施期間				
・平成17年4月 1日 (市の小中一貫教育研究校となる今市市立小林小学校、小林中学校)				
・平成18年3月20日 (市の小中一貫教育研究校となる日光市立小林小学校、小林中学校)				
・平成20年4月 1日 (日光市の全市立小・中学校)				
(削除)				
(4) (略)				
5 当該規則の特例措置の内容				
(1) 取組の期間				
市の小中一貫教育の研究指定校となる日光市立小林小・中学校においては、平成17年4月1日から、またその他の学校については、 <u>実施の状況を見ながら 順次 (加筆) 拡大する。</u> (削除)				
<u>平成20年4月1日からは本区域内全校で実施にあたる。</u> (削除)				
実施内容等については、毎年度ごとに検討し、修正を行う。また、新しい学習指導要領が示された時点においては、その後の継続等について十分な検討を行う。				
(2) (略)				
6 計画初年度(平成17年度)に早期給与を受ける児童生徒数及び早期給与する教科書の種類・冊数の見込み				
学 年	児童生徒数	早期給与する教科書の種類	冊 数	備考(早期給与校)
小学校第6学年	22	中学校第1学年用 英語	22	小林小
(平成18年度に早期給与を受ける児童生徒数及び早期給与する教科書の種類・冊数の見込み)				
学 年	児童生徒数	早期給与する教科書の種類	冊数	備考(早期給与校)
小学校第6学年	29	中学校第1学年用 英語	29	小林小
中学校第1学年	22	中学校第2学年用 英語	22	小林中
(平成19年度に早期給与を受ける児童生徒数及び早期給与する教科書の種類・冊数の見込み)				

<b>別紙</b>				
1 特定事業の名称				
819 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業				
2 (略)				
3 (略)				
4 特定事業の内容				
(1) (略)				
(2) (略)				
(3) 実施期間				
・平成17年4月 1日 (市の小中一貫教育研究校となる今市市立小林小学校、小林中学校)				
・平成18年3月20日 (市の小中一貫教育研究校となる日光市立小林小学校、小林中学校)				
・平成20年4月 1日 (日光市の全市立小・中学校)				
(4) (略)				
5 当該規則の特例措置の内容				
(1) 取組の期間				
市の小中一貫教育の研究指定校となる日光市立小林小・中学校においては、平成17年4月1日から、またその他の学校については、 <u>順次小中一貫教育を拡大し、</u> 平成20年4月1日からは市内全校で実施にあたる。				
実施内容等については、毎年度ごとに検討し、修正を行う。また、新しい学習指導要領が示された時点においては、その後の継続等について十分な検討を行う。				
(2) (略)				
6 計画初年度(平成17年度)に早期給与を受ける児童生徒数及び早期給与する教科書の種類・冊数の見込み				
学 年	児童生徒数	早期給与する教科書の種類	冊 数	備考(早期給与校)
小学校第6学年	22	中学校第1学年用 英語	22	小林小
(平成18年度に早期給与を受ける児童生徒数及び早期給与する教科書の種類・冊数の見込み)				
学 年	児童生徒数	早期給与する教科書の種類	冊数	備考(早期給与校)
小学校第6学年	29	中学校第1学年用 英語	29	小林小
中学校第1学年	22	中学校第2学年用 英語	22	小林中
(平成19年度に早期給与を受ける児童生徒数及び早期給与する教科書の種類・冊数の見込み)				

学 年	児童生徒数	早期給与する教科書の種類	冊数	備考(早期給与校)
小学校第6学年	28	中学校第1学年用 英語	28	小林小
中学校第1学年	27	中学校第2学年用 英語	27	小林中
中学校第2学年	21	中学校第3学年用 英語	21	小林中

学 年	児童生徒数	早期給与する教科書の種類	冊数	備考(早期給与校)
小学校第6学年	28	中学校第1学年用 英語	28	小林小
中学校第1学年	27	中学校第2学年用 英語	27	小林中
中学校第2学年	21	中学校第3学年用 英語	21	小林中

(平成20年度に早期給与を受ける児童生徒数及び早期給与する教科書の種類・冊数の見込み)

学 年	児童生徒数	早期給与する教科書の種類	冊数	備考(早期給与校)
小学校第6学年	19	中学校第1学年用 英語	19	小林小
中学校第1学年	28	中学校第2学年用 英語	28	小林中
中学校第2学年	28	中学校第3学年用 英語	28	小林中

(平成20年度に早期給与を受ける児童生徒数及び早期給与する教科書の種類・冊数の見込み)

学 年	児童生徒数	早期給与する教科書の種類	冊数	備考(早期給与校)
小学校第6学年	847	中学校第1学年用 英語	847	市内全小学校
中学校第1学年	28	中学校第2学年用 英語	28	小林中
中学校第2学年	27	中学校第3学年用 英語	27	小林中

(平成21年度に早期給与を受ける児童生徒数及び早期給与する教科書の種類・冊数の見込み)

学 年	児童生徒数	早期給与する教科書の種類	冊数	備考(早期給与校)
小学校第6学年 (削除)	865 (削除)	中学校第1学年用 英語 (削除)	865 (削除)	市内小中学校 (削除)
中学校第1学年	19	中学校第2学年用 英語	19	小林中
中学校第2学年	28	中学校第3学年用 英語	28	小林中

(平成21年度に早期給与を受ける児童生徒数及び早期給与する教科書の種類・冊数の見込み)

学 年	児童生徒数	早期給与する教科書の種類	冊数	備考(早期給与校)
小学校第6学年	865	中学校第1学年用 英語	865	市内全小学校
中学校第1学年	847	中学校第2学年用 英語	847	市内全中学校
中学校第2学年	22	中学校第3学年用 英語	22	小林中

(平成22年度に早期給与を受ける児童生徒数及び早期給与する教科書の種類・冊数の見込み)

学 年	児童生徒数	早期給与する教科書の種類	冊数	備考(早期給与校)
小学校第6学年 (削除)	767 (削除)	中学校第1学年用 英語 (削除)	767 (削除)	市内小中学校 (削除)
中学校第1学年 (削除)	865 (削除)	中学校第2学年用 英語 (削除)	865 (削除)	市内小中学校 (削除)
中学校第2学年	19	中学校第3学年用 英語	19	小林中

(平成22年度に早期給与を受ける児童生徒数及び早期給与する教科書の種類・冊数の見込み)

学 年	児童生徒数	早期給与する教科書の種類	冊数	備考(早期給与校)
小学校第6学年	767	中学校第1学年用 英語	767	市内全小学校
中学校第1学年	865	中学校第2学年用 英語	865	市内全中学校
中学校第2学年	847	中学校第3学年用 英語	847	市内全中学校